

## 【 欠損金の繰越控除制度の見直し 】

平成 23 年度税制改正についての積残しとなっていた、欠損金の繰越期間の延長・欠損金の繰越控除額の制限について、23 年 12 月 2 日に公布・施行されました。

### 欠損金の繰越控除額の制限

24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、欠損金の繰越控除額が所得金額の 80%までに制限されました。繰越欠損金を控除した場合でも所得の 20%には法人税が課税され、法人事業税(所得割)や法人住民税についても課税されることとなります。

繰越控除額の制限は資本金 1 億円超の法人又は資本金 5 億円以上の法人の 100%子会社等が対象となり、中小法人は繰越控除額の制限の適用対象外となっています。

### 欠損金の繰越期間の延長

上記の欠損金の繰越控除額の制限に伴い、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、欠損金の繰越期間が 7 年間から 9 年間に延長されることになりました。適用される欠損金額は平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額からになります。

なお、繰越期間の延長に伴い繰越控除を適用するには、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存が要件となっています。

今回の欠損金の繰越控除制度の見直しは、中小法人にとっては繰越控除額の制限は適用対象外であるため欠損金の繰越期間が延長されただけの有利な改正となっています。

### 中小法人とは

中小法人等とは普通法人のうち、期末資本金の額が 1 億円以下である法人等をいいます  
但し、次のものは除きます。

- 大法人(資本金の額が 5 億円以上の法人)による完全支配関係がある法人
- 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人